

令和4年度
やまなしスタック多用途展開
加速化事業費補助金
募集要項
(2次募集)

《申請書受付期間》

令和4年10月5日(水)～10月31日(月) 17:00まで

(郵送の場合、当日消印有効)

《申請書類の入手方法》

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/yamanashi_stack_hojyo/r4hojyo.html

《お問い合わせ先・申込先》

産業労働部 成長産業推進課 新分野進出担当

TEL: 055-223-1565 MAIL: seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

令和4年10月
山梨県

1. 趣旨・目的

国立大学法人山梨大学と県内企業が共同で開発した小型燃料電池である「やまなしスタック」を活用し、グローバルニッチトップを目指す企業を支援することで、燃料電池搭載製品の拡大を図ることにより、水素・燃料電池関連産業の育成・集積の加速化と基幹産業化を目指します。

2. 補助対象事業及び採択予定件数

次のいずれかに該当するものが対象となります。同一の事業計画で「テーマ設定型」、「自由提案型」の両方に申請することはできません。

(1) テーマ設定型製品開発

小型・高性能なことに加え、クリーンで音が静か、水素タンクの交換や大型水素タンクの使用により、長時間駆動が可能というやまなしスタックの特性を生かせる製品として、県が指定する製品の試作機を開発する事業

令和4年度テーマ：アウトドア製品

ポータブル冷蔵庫 等

(2) 自由提案型製品開発

やまなしスタックを活用し、今後、国内外で大きな市場拡大が期待される製品の試作機を開発する事業

3. 補助対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を備えていること。
- (2) 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること。
- (3) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反する恐れがないこと。
- (4) 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。

4. 補助率等

- ・ 補助率：やまなしスタック調達費（賃借料） 10/10以内
製品開発費、委託費、直接人件費、その他経費 2/3以内
- ・ 補助上限：やまなしスタック調達費 1,500千円
製品開発費、委託費、直接人件費、その他経費 5,000千円
※複数年度の事業計画であっても1件6,500千円が上限です。
- ・ 補助対象期間：令和4年度（交付決定日）～令和5年度（令和6年2月28日）
※令和4年度の交付決定は、令和5年2月28日までの補助事業に係るものです。

5. 補助対象経費

補助対象経費	費目	内容
やまなしスタック調達費	スタック本体調達費	補助事業者が日邦プレシジョン株式会社からやまなしスタック標準KITを借り受けた場合に要する経費（標準KITの仕様は、項目18参照） ※ 制御回路等の設計開発を日邦プレシジョン株式会社と共同で実施する場合に要する経費は、製品開発委託費の対象とします。 ※ 本補助事業におけるやまなしスタックの調達方法は有償貸与のみとなります。
製品開発費	報償費	外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費 ※ 外部専門家の氏名、所属、資格・専門分野、指導を受けた日、場所及び具体的な指導内容等が書類で確認できる場合に限りします。
	旅費	外部専門家の指導・助言を受ける際に必要となる出張に要する経費及び外部専門家が製品開発の実施場所の訪問に要する経費 ※ 旅費の計算は、実費額とし、宿泊料の限度額は一夜につき1万3千円とします。ただし、行程等が著しく不合理・不経済と認められる場合は補助対象外とします。
	原材料費	製品開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 ※ 材料の種別又は仕様別に、購入日、使用日、受払数量（仕損数量を含む。）等を記入した原材料受払簿で確認できる場合に限りします。
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費 ※ 対象となる構築物とは、製品開発に際し必要不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものをいいます。
	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費（据付けに要する経費を含む。） ※ 自社で機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費を含みます。 ※ 借用期間が補助対象期間を超える場合は、按分比例等の方式により対象経費を算出します。
	産業財産権等関連経費	産業財産権等の取得に要する経費 ※ 製品開発成果の事業化に当たり必要となる産業財産権等の取得に要する弁理士の代行手続きや外国特許出願のための翻訳料等の経費のうち補助対象期間終了までに出願手続き及び費用の支払いが完了しているものを対象とします。ただし、弁理士への成功報酬や特許庁へ支払う費用は対象外です。
委託費	製品開発委託費	製品開発に必要な調査、部品の作成、組立等技術開発に必要な事項の一部を他の企業又は大学等に委託する場合に要する経費

	外注加工費	外注加工に要する経費 ※ 原材料等の再加工、機械装置等の設計及び製造・組立等を他の企業や大学等に依頼する経費のうち製品開発要素がないもの。
	試験・分析費	製品開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費
直接人件費	人件費	製品開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費 ※ 人件費の算出方法及び必要な事項は「やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金における人件費の計算に係る実施細則」で確認してください。
その他経費	知事が特に必要と認める経費	補助事業のために使用されることが特定・確認できるもので、知事が事業目的達成のため特に必要と認める経費

- ※ 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含みません。
- ※ 人件費の補助額は、やまなしスタック調達費を除いた補助額の4分の1以内を上限とします。
- ※ 構築物費、機械装置・工具器具費は、国庫補助金の協議が必要となるため、交付決定が遅れる場合や交付対象とできない場合がありますので、事前相談時に相談してください。

6. 補助対象とできない経費

- ・ 交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- ・ 補助対象期間内に支払が完了しなかったものに係る経費
- ・ 補助対象期間終了時点で未使用となった原材料等に係る経費
- ・ 補助事業の用途以外に使用したものに係る経費
- ・ パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品、事務用品等の消耗品に要する経費
- ・ 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- ・ 金融機関への振込手数料及び購入品等にかかる郵送料、代引手数料等
- ・ 山梨県の公設試験研究機関等（山梨県産業技術センター等）に支払う試験・分析等に係る使用料及び手数料並びに委託料
- ・ グループの構成員に支払う外注加工、委託等に係る経費

9. 審査について

(1) 審査の方法

- ・ やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金検討会議において、知識又は経験を有する者から専門的見地に基づく意見を聴取した上で、決定します。
- ・ 検討会議は、申請者による説明15分、質疑応答15分程度の内容によりMicrosoft Teamsを活用しオンラインで開催します。申請者は、提出書類を使用して説明をお願いします。

(2) 検討会議日程

- ・ 令和4年11月7日 午後1時30分～
- ・ 入室時間は個別にお伝えします。

(3) 審査の基準

審査のポイントは主に以下の内容となります。

① 現状・課題の把握

- ・ 試作機開発にあたっての課題が明確で、支障となっている要因を把握しているか。
- ・ 小型燃料電池を用いた当該製品の使用等に関する規制等について、現状を把握し、理解しているか。
- ・ 小型燃料電池を活用することは、既存製品の抱える課題を解決する手段として有効か。

② 試作機開発の内容・実施方法の適正性

- ・ 燃料電池にて動作させる機器の入出力電源について、十分な知識を持っているか。
- ・ 開発の主要部分は申請者が実施し、過度に他者に依存していないか。
- ・ 試作機開発を実施する体制が整っているか。開発を達成できる基礎や技術があるか。
- ・ 経費の計上が過度でないか、当該試作機開発に必要なものか。

③ 新規性、独自性、進歩性

- ・ 開発する試作機は、競合他者・技術・製品等と比較して新規性や独自性があるか。
- ・ 開発する試作機は、独自の技術等が活かされ、競争優位性が見込まれるか。
- ・ 開発する試作機は、類似の製品が既に製品化されていないか。

④ 実現性・事業化可能性

- ・ 試作機開発終了後の目標が明確化されており、目標達成の実現可能性があるか。
- ・ 事業化に向けて、市場のニーズや将来性について適切に分析しているか。
- ・ 事業化の支障となる課題を把握し、事業化に至るまでのプロセスが描けているか。
- ・ 事業の成長性、持続性、安定性が見込まれるか。

⑤ 県内産業・県内経済への波及効果

- ・ 補助事業終了後も県内で実証実験を行うなど、県内への定着が見込めるか。
- ・ 県内企業への発注を創出し、協力企業群を形成できる可能性があるか。
- ・ その他県内関連産業に対する技術的・経済的波及効果が期待できるか。

(4) 採択予定件数

テーマ設定型、自由提案型製品開発 各1件

ただし、いずれか一方の型に応募がなかった場合で、もう一方の型に複数応募があった場合には、複数応募があった型で2件採択することがあります。

10. 申請手続き

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1）
 - ② 事業計画書（様式第1の別紙1）
 - ③ 収支予算書（様式第1の別紙2）
 - ④ 購入予定の機械装置・工具器具の必要性（様式第1の別紙3）※該当者のみ
 - ⑤ 委託・外注予定先の内容（様式第1の別紙4）※該当者のみ
 - ⑥ 直近過去2年間の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を添付）
 - ⑦ 商業登記簿謄本履歴全部事項証明書
 - ⑧ 会社の定款の写し
 - ⑨ 暴力団等でないことを誓約する書類
 - ⑩ 会社・事業案内など会社・事業の概要がわかるもの
- ※応募書類の返却はいたしません。

※応募書類は、県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/yamanashi_stack_hojyo/r4hojyo.html

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ ①～⑤及び⑩を PDF 化し、電子媒体として格納した CD-ROM 等 1 枚

(3) 提出方法

上記の提出書類一式を期間内に下記まで持参又は郵送してください。

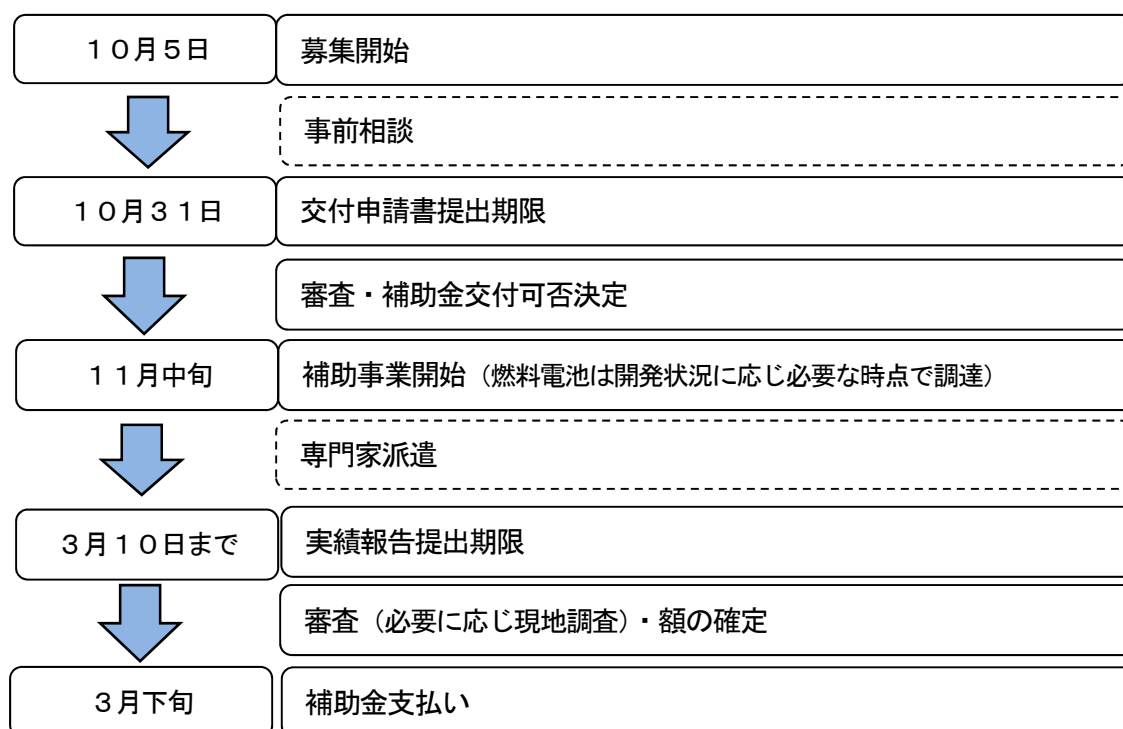
(当日消印有効)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 産業労働部 成長産業推進課

「やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金担当者」宛て

11. 補助事業の流れ



12. 事前相談について (必須)

- ・ やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金の活用を検討されている者に対して、成長産業推進課等の職員が、申請内容に関するヒアリングや申請書の書き方等についての助言等を行います。
 - ・ 補助金交付申請に当たっては、やまなしスタックの仕様との整合を確認するため、事前相談を行ってください。
 - ・ 水素の取り扱いに関しては、水素漏れ時の検知器および排気設備のある環境が必要ですので、事前に施設の適合性を御確認ください。
- ※ 事前相談を受けても、採択が保証されるものではありません。
- ※ また、事前相談において行ったアドバイスを基に事業計画を策定、改善した場合でも採択が保証されるものではありません。

13. 採択後の流れと交付決定について

- ・ 補助対象期間は最長2年ですが、年度毎に交付決定と支払いを行います。
- ・ 令和4年度は初年度分（令和5年2月28日まで）の補助金を交付決定します。
- ・ 次年度は、改めて県の定める期間内に補助金を申請する必要があります。
- ・ 令和4年度の採択で、次年度の交付決定が保証されるものではありません。

14. 専門家バンクについて

- ・ 補助事業者の製品開発を支援するため、必要に応じて水素・燃料電池分野等の専門家を派遣し、アドバイスを受けることができる制度です。
- ・ 派遣に要する経費（謝金、旅費（山梨県外への旅費は除く））は原則として県が負担します。

15. 実績報告

- ・ 毎年度の補助事業完了後、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに次の書類を提出してください。
 - ①実績報告書（様式第7）
 - ②補助事業報告書（様式第7の別紙1）
 - ③収支決算書（様式第7の別紙2）
 - ④収支を証する書類
 - ⑤その他事業を実施したことを証明するもの（成果品・補助事業実施状況等の写真、原材料受払簿、取得財産管理台帳等）
- ・ その後、実績報告の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められれば、交付すべき補助金額が確定することになります。審査の結果、交付額が交付決定額より減額となる場合があります。
- ・ 実績報告においては、証拠書類として、一件の支払ごとに見積書、契約書又は注文書、納品書、請求書、振込受付（ATMの振込書も可）及び領収書をまとめて整理（コピーでも可）するとともに、補助事業に係る支出を通帳等により確認できるようにしてください。
- ・ その他、成果品の写真、図面等を確認しますので、必ずその行為が行われた日付等が確認できる状態で、関係書類を整理・保存しておいてください。

16. 補助金の支払い

補助事業終了後（審査終了後）の精算払いとなります。

17. その他留意事項

（1）補助事業の内容や経費の配分の変更等

交付決定を受けた後、補助事業の内容や同一の補助率が適用される補助対象経費相互間で20%を超える経費の配分の変更、補助事業の中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ県の承認を受けてください。また、遅延等があった場合は、速やかに県へ報告してください。

(2) 交付決定の取り消し

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を徴収することがあります。

- ① 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- ④ 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(3) 財産処分の制限

補助金により取得し、又は効用が増加した1件当たり50万円以上（消費税及び地方消費税抜き）のものは、処分制限財産に該当します。処分制限財産は、台帳を整備し、管理するとともに、補助事業が終わった後も一定の期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。また、処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。

(4) 秘密保持契約の締結

やまなしスタックの借り受け（賃貸借契約）に際しては、開発及び所有者である日邦プレジジョン株式会社との秘密保持契約を締結する必要があります。

(5) 産業財産権等

補助事業実施期間内に特許権、意匠権、商標権等の産業財産権等を出願、取得した場合や補助事業終了後に産業財産権等を譲渡あるいは実施権等を設定した場合には、県へ届け出なければなりません。また、産業財産権等の譲渡、実施権の設定によって収益が生じたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあります。

(6) 収益納付

補助事業実施期間内に補助事業に基づく成果の事業化その他補助事業の実施によって収益が生じたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあります。

(7) その他

- ・ 事業計画が複数年度に渡る場合、事業1年目終了時点で進捗状況を確認するため、実績報告等に基づき、中間評価を実施します。評価結果によっては次年度の補助を打ち切ることがあります。
- ・ 補助事業関連書類（経理書類含む）は、一般の書類と区分し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。また、処分制限財産がある場合は、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存してください。
- ・ 採択時や補助事業終了時等に採択事業者の名称、事業計画、事業実績等について、県のホームページ等で公表することがあります。また、事業内容及び成果について、県が作成する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等へ協力していただく場合があります。
- ・ この募集要項のほか、「山梨県補助金等交付規則」「やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金交付要綱」「やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金実施要領」「やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金における人件費の計算に係る実施細則」を参照してください。

18. やまなしスタックの仕様

(1) 標準スタックKIT (補助率10/10のスタック調達費の対象経費)

やまなしスタック単体に、防水FAN3個、サーミスタ2個、圧力センサ1個、電磁弁3個及び継手をセットにしたもの

- ・定格出力 200W (20℃、65%RH時)
- ・スタック単体サイズ L194×W57×H69.5 (突起部を除く)
- ・水素供給圧力 50kPa±10kPa
- ・スタック単体重量 661.5グラム

(2) 標準スタックKITに含まないもの (補助率2/3の対象経費)

燃料電池を電源として使用するためには、標準スタックKITに加え、開発製品に応じて制御基板の開発、製作や初期動作に必要な一次電池あるいは二次電池(リチウムイオン電池等)、水素センサ、水素ポンペなどが別途必要となります。